

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号 の 9



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 1
- 鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 1

規 則

鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 規 則 第 28 号

鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 契 約 規 則 (昭 和 50 年 鹿 児 島 県 規 則 第 23 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 28 条 第 2 項 だ し 書 中 「 第 12 号 」 を 「 第 11 号 ま で 」 に 改 め 、 同 項 第 8 号 中 「 損 害 金 」 の 次 に 「 , 履 行 の 追 完 , 代 金 の 減 額 及 び 契 約 の 解 除 」 を 加 え 、 同 項 中 第 10 号 を 削 り 、 第 11 号 を 第 10 号 と し 、 第 12 号 を 第 11 号 と す る。

第 39 条 第 1 項 及 び 第 2 項 並 び に 第 44 条 第 2 項 中 「 年 2.7 パーセント 」 を 「 年 2.6 パーセント 」 に 改 め る。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 規 定 は 、 こ の 規 則 の 施 行 の 日 以 後 に 締 結 さ れ る 契 約 (同 日 前 に 締 結 さ れ た 契 約 を 変 更 す る 契 約 を 含 む 。) に つ い て 適 用 す る。

鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 規 則 第 29 号

鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 会 計 規 則 (昭 和 62 年 鹿 児 島 県 規 則 第 30 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 第 2 号 中 「 第 1 項 に 規 定 す る 農 業 開 発 総 合 セ ン タ ー 茶 業 部 及 び 同 条 」 を 削 る。

第 3 条 の 表 教 育 長 , 警 察 本 部 長 , 人 事 委 員 会 事 務 局 長 , 監 査 委 員 会 事 務 局 長 , 労 働 委 員 会 事 務 局 長 及 び 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 書 記 長 (以 下 「 教 育 長 等 」 と い う 。) の 項 中 「 恩 給 及 び 退 職 年 金 賃 金 」 を 「 恩 給 及 び 退 職 年 金 」 に 改 め 、 同 表 収 支 かい の 長 (か ご し ま 県 民 交 流 セ ン タ ー , 歴 史 資 料 セ ン タ ー 黎 明 館 及 び 図 書 館 に あ つ て は 副 館 長 を , 大 隅 加 工 技 術 研 究 セ ン タ ー に あ つ て は 次 長 を い う 。 以 下 同 じ 。) の 項 中 「 歴 史 資 料 セ ン タ ー 黎 明 館 」 を 「 歴 史 ・ 美 術 セ ン タ ー 黎 明 館 」 に , 「 恩 給 及 び 退 職 年 金 賃 金 」 を 「 恩 給 及 び 退 職 年 金 」 に 改 め る。

第 74 条 第 1 項 第 13 号 中 「 賃 金 及 び 」 を 削 る。

第 75 条 第 1 項 の 表 1 の 項 中 「 , 賃 金 」 を 削 り , 同 条 第 4 項 中 「 欄 外 」 を 削 る。

第 77 条 中 「 及 び 賃 金 支 弁 職 員 」 及 び 「 及 び 賃 金 」 を 削 る。

第 79 条 第 2 項 中 「 その 欄 外 」 を 削 り , 同 条 第 4 項 中 「 及 び 賃 金 」 を 削 る。

第112条第1項第2号中「塗まつし」を「塗抹し」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 報酬 被採用者の氏名，職名，勤務日数，報酬額，任用期間等
別表第1本庁の表経営金融課の項中「経営金融課」を「中小企業支援課」に改める。

別表第1収支かいの表鹿児島地域振興局の項を次のように改める。

鹿児島地域振興局	出納員	総務企画部総務企画課若しくは自動車税課，保健福祉環境部健康企画課，農林水産部農林水産総務課又は建設部建設総務課の庶務を担当する係長
	税出納員	県税の出納事務を担当する課長及び自動車税の出納事務を担当する課長

別表第1収支かいの表歴史資料センター黎明館の項中「歴史資料センター黎明館」を「歴史・美術センター黎明館」に改め、同表農業開発総合センター（収支かいである茶業部及び畜産試験場を除く。）の項中「収支かいである茶業部及び」を削り、同表農業開発総合センター茶業部の項及び霧島自然ふれあいセンターの項を削り、同表伊佐警察署の項中「伊佐警察署」を「伊佐湧水警察署」に改め、同表横川警察署の項を削る。

別表第1収入かいの表農業開発総合センター茶業部大隅分場の項を削る。

別表第2中「歴史資料センター黎明館」を「歴史・美術センター黎明館」に、「農業開発総合センター（収支かいである茶業部及び畜産試験場を除く。）を農業開発総合センター茶業部」に改める。

別表第3農業開発総合センター茶業部の項を削る。

別表第5の1の項中 「(1) 支給内訳書 (2) 会議等開催通知文の写し」を 「(1) 委嘱（採用）伺 (2) 支給内訳書 (3) 会議等開催通知文の写し (4) 申込書等 (5) 出勤簿の写し」に改める。

改め、同表7の項を削り、同表8の項中 「 同上 同上 」を

「 同上 支出しようとする額 」に改め、同項を同表7の項とし、同表中9の項を8の項とし、

10の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第6支出の部の表1の項中「(2) 会議等開催通知文の写し」を

「(2) 会議等開催通知文の写し (3) 出勤簿の写し」に改め、同表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

別記第19号様式中「第8条，」を削り、「一第49条」を「，第48条，第49条」に改め、同様式その1（表）中「よみとり」を「読み取り」に改め、同様式その1（裏），その2（裏）及びその3（裏）中「，商工組合中央金庫」を削り、同様式その4（表）中「よみとり」を「読み取り」に改め、同様式その4（裏）中「，商工組合中央金庫」を削る。

別記第49号様式その5を削る。

別記第54号様式（表）中「よみとり」を「読み取り」に改め、同様式（裏）中「，商工組合中央金庫」を削る。

別記第65号様式その4附表その(1)中「附表その(1)」を「附表」に改め、同様式その4附表その(2)，その(3)及びその(3)附表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別記第19号様式及び別記第54号様

式の改正規定並びに附則第6項の規定は、同年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 知事は、改正前の鹿児島県会計規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定により次の表の左欄に掲げる収支かいの長に委任した事務のうち、令和元年度の予算に係る支出に関する事務であってこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に執行されなかったものの執行については、改正後の鹿児島県会計規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる収支かいの長に委任したものとする。

左 欄	右 欄
農業開発総合センター茶業部	農業開発総合センター
横川警察署	霧島警察署

- 3 会計管理者は、改正前の規則第8条第2項の規定により農業開発総合センター茶業部の出納員に委任された農業開発総合センター茶業部大隅分場の令和元年度の予算に係る支出に関する審査確認の事務及び緊急を要する支払の依頼の事務のうち、施行日前に執行されなかったものの執行については、改正後の規則第8条第2項の規定にかかわらず、農業開発総合センターの出納員に委任したものとする。
- 4 令和元年度の予算に係る支出に関する事務であって施行日前に施行されなかったものに係る改正後の規則別表第5及び別表第6の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 令和2年度の予算に係る支出に関する事務に係る改正後の規則別表第5及び別表第6の規定の適用については、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

左 欄	右 欄
7 報償費	8 報償費
8 旅費	9 旅費
9 交際費	10 交際費
10 需用費	11 需用費
11 役務費	12 役務費
12 委託料	13 委託料
13 使用料及び賃借料	14 使用料及び賃借料
14 工事請負費	15 工事請負費
15 原材料費	16 原材料費
16 公有財産購入費	17 公有財産購入費
17 備品購入費	18 備品購入費
18 負担金、補助及び交付金	19 負担金、補助及び交付金
19 扶助費	20 扶助費
20 貸付金	21 貸付金
21 補償、補填及び賠償金	22 補償、補填及び賠償金
22 償還金、利子及び割引料	23 償還金、利子及び割引料
23 投資及び出資金	24 投資及び出資金
24 積立金	25 積立金
25 寄附金	26 寄附金
26 公課費	27 公課費
27 繰出金	28 繰出金

- 6 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正前の規則別記第19号様式及び別記第54号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。